

教育公務員特例法第二十五条の規定に基づく指導が不適切である
教諭等の認定の手續等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号。以下「法」という。)第二十五条第五項の規定による意見の聴取に関し必要な事項を定めるとともに、同条第六項の規定により同項に規定する事実の確認の方法その他同条第一項及び第四項の規定による認定の手續に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において「教諭等」とは、法第十二条第一項に規定する教諭等のうち、千葉県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)が任命権者であるものをいう。

2 この規則において「指導改善教諭等」とは、法第二十五条第一項の規定による認定を受けた教諭等で、当該認定に係る同項に規定する指導改善研修(以下「指導改善研修」という。)を受けるべきものをいう。

(校長等による申請)

第三条 校長等(法第二十五条第一項の規定による認定が、県立学校に係るものにあつては当該県立学校の校長をいい、市町村立学校に係るものにあつては当該市町村の教育委員会をいう。以下同じ。)は、指導改善教諭等とすることが適切と思料する教諭等があるときは、県教育委員会に、当該教諭等について同項の規定による認定をするかどうかの判断を行うよう書面により申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、次の各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- 一 当該教諭等を指導改善教諭等とすることが適切と思料することとなった資料
- 二 当該教諭等が校長等に当該申請に係る意見書を提出している場合にあつては、当該意見書

3 市町村の教育委員会が第一項の規定による申請をする場合は、当該申請は、当該市町村を所管区域とする千葉県教育庁教育事務所の所長を経由するものとする。

4 第一項の規定による申請を行おうとする校長等は、あらかじめ、当該申請に係る教諭等に意見書の提出による弁明の機会を与えておかななければならない。

(事実の確認等)

第四条 県教育委員会は、前条の規定による申請に係る事実を確認するため必要があると認めるときは、当該申請に係る校長等に対し、必要な資料の提出を求め、又は実地に調査するものとする。

(有識者等からの意見聴取)

第五条 県教育委員会は、第三条の規定による申請に係る教諭等について法第二十五条第一項の規定による認定をするかどうかを判断するに当たっては、あらかじめ、同条第五項に規定する児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び保護者である者(以下「有識者等」という。)から意見を聴かなければならない。

2 有識者等又は有識者等であった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(判定会の審査)

第六条 県教育委員会は、第三条の規定による申請に係る教諭等について法第二十五条第一項の規定による認定をするかどうかを判断するに当たっては、あらかじめ、第九条から第十四条までに規定する判定会において審査を行うものとする。

(認定の通知)

第七条 県教育委員会は、前二条の規定により判断した事項を第三条の規定による申請に係る校長等に通知するものとする。

2 校長等は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその通知の内容を第三条の規定による申請に係る教諭等に通知しなければならない。

(研修状況の報告)

第八条 校長等は、法第二十五条第四項に規定する指導改善研修の終了時に、当該指導改善研修の実施状況について、次項において準用する第三条第四項の規定により提出された意見書を添付して、書面により県教育委員会に報告しなければならない。

2 第三条第四項の規定は、校長等が前項の規定による報告をする場合に準用する。この場合において、同条第四項中「弁明の機会」とあるのは、「意見を述べる機会」と読み替えるものとする。

3 第四条から前条までの規定は、県教育委員会が法第二十五条第四項の規定による認定をする場合に準用する。

(判定会の設置)

第九条 県教育委員会に、第三条の規定による申請に係る教諭等について法第二十五条第一項の規定による認定をするかどうか及び前条第一項の規定による報告に係る指導改善教諭等について法第二十五条第四項の規定による認定をするかどうかを審査するため、判定会を置く。

(判定会の組織)

第十条 判定会は、委員長及び副委員長並びに委員をもって組織する。

- 2 委員長は、会務を総理し、判定会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠け、又は委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。
- 4 委員長は教育振興部長の職にある者を、副委員長は教育振興部教職員課長(教育振興部に次長が置かれている場合にあつては、当該次長)にある者をもって充てる。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - 一 企画管理部教育総務課長
 - 二 教育振興部学習指導課長
 - 三 教育振興部児童生徒課長
 - 四 教育振興部特別支援教育課長
 - 五 教育振興部教職員課長(教育振興部に次長が置かれている場合に限る。)
 - 六 教育振興部学校安全保健課長
 - 七 教育振興部体育課長
 - 八 総合教育センター所長

(判定会の招集等)

第十一条 判定会は、委員長が招集する。

- 2 判定会は、委員(委員長及び副委員長を含む。)の過半数の出席がなければ開くことができない。

(教育活動の状況等の聴取)

第十二条 委員長は、第三条の規定による申請に係る教諭等又は第八条第一項の規定による報告に係る指導改善教諭等を監督する校長その他の関係者から当該教諭等又は当該指導改善教諭等の教育活動の状況等について聴取することができる。

(本人の意見陳述の機会の付与)

第十三条 委員長は、法第二十五条第一項の規定による認定をするかどうか又は同条第四項の規定による認定をするかどうかの審査に当たっては、当該教諭等又は当該指導改善教諭等に意見を述べる機会を与えるものとする。

(判定会の庶務)

第十四条 判定会の庶務は、教育振興部教職員課において処理する。

(委任)

第十五条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定めるものとする。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。